

加古川市個人市民税減免取扱基準及び森林環境税免除取扱基準

平成31年4月1日

税務部長決定

（趣旨）

第1条 この基準は、加古川市市税条例（昭和33年条例第13号。以下「条例」という。）第50条の規定による個人市民税の減免及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第11条の規定による森林環境税の免除について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 条例第50条第1項に規定する必要と認める者には、次に掲げる者は含まないものとする。

（1）条例第50条第1項の表第1号に該当する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第18条第2項の規定により行われる同法第11条第8号に掲げる葬祭扶助を受ける者

（2）死亡したことにより条例第50条第1項の表第1号から第3号まで及び第5号に該当する者の納税義務を相続により承継した者

2 条例第50条第1項の表第4号に規定するその者の居住している住宅は、勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転により、同居していた同一生計配偶者又は扶養親族と別居することとなった者が当該事由の消滅した後にこれらの者と同居する住宅（これらの者が現に居住している市内の住宅に限る。）を含むものとする。

（減免の額の算定）

第3条 条例第50条第1項の表各号に定める区分に応じ、当該各号に定める減免割合を乗じて得た減免の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（対象税額の算定）

第4条 減免申請に係る課税の年度の当初賦課決定（徴収の方法が、普通徴

収又は年金所得に係る特別徴収による場合にあっては6月に行う賦課決定、給与所得に係る特別徴収による場合にあっては5月に行う賦課決定をいう。以下同じ。)後に税額に変更が生じたとき、又は当初賦課決定を行すべき時期の後に最初の賦課決定が行われたとき(以下「月次賦課決定」という。)は、減免の対象となる税額を算出するに当たっては、これらの事由が当初賦課決定前に生じていたものとみなすものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

(1) 月次賦課決定(納付すべき税額を増加させるものに限る。)が給与支払報告書又は年金支払報告書の提出が遅延したことその他申請者の責めに帰することができない理由による場合

(2) 減免申請に係る対象者の徴収区分に応じた法定納期限以前に減免事由が発生するとき

2 特別徴収に係る者の減免対象納期区分を判定するに当たっては、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める税額を減免の対象とする。

(1) 徴収方法が給与所得に係る特別徴収である者で減免事由が5月末までに発生し、6月末までに申請があったもの 6月分以降の給与所得に係る特別徴収税額

(2) 徴収方法が年金所得に係る特別徴収である者で減免事由が3月末までに発生し、6月末までに申請があったもの 4月分以降の年金所得に係る特別徴収税額

(3) 徴収方法が年金所得に係る特別徴収である者で減免事由が5月末までに発生し、6月末までに申請があったもの(前号に該当するものを除く。) 6月分以降の年金所得に係る特別徴収税額

(処分の保留)

第4条の2 徴収方法が給与所得に係る特別徴収である者が失業したことを理由とする減免申請書を提出した場合においては、当該者の退職元の事業所より給与所得者異動届出書の提出がなされ、徴収区分が普通徴収に切り替わるまでの間は減免に係る処理を保留するものとする。ただし、同事

業所が当該書類の提出の催促にも応じず、かつ、当該申請日後2カ月を経過した場合は、同日後3カ月を経過する日を目途として、減免の可否を決定するものとする。

（収入見込額の判定）

第5条 条例第50条第1項の表第5号に規定する減免申請に係る市民税の課税の年度の初日の属する年中の普通所得の金額の見込額については、所得見込計算書（様式第1号）により算出し、これに基づいて減免の可否を決定するものとする。ただし、令和2年度課税分の減免申請に係る令和2年中の普通所得の金額の見込額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に定める方法によるものとする。

（必要書類）

第6条 条例第50条第5項に規定する申請書に必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

（1）同条第1項の表第1号 生活保護決定通知書又は生活保護受給証明書

（2）同表第2号 賦課期日現在、障害者、寡婦又はひとり親に該当することがわかるもの

（3）同表第3号 医師の診断書その他入院したことがわかるもの及び当該入院期間中において収入の見込みがないことがわかるもの

（4）同表第4号 公的機関の発行する罹災証明書

（5）同表第5号 失業、休業又は廃業した事実がわかるもの及び前条の所得見込計算書（様式第1号）

（6）同表各号 その他減免の可否を決定するに当たって必要な書類

2 前項第2号の規定にかかわらず、寡婦又はひとり親に該当する事実が、戸籍又は住民票の記載事項により確認できる場合は、同号に掲げる書類の提出を免除することができる。

3 前項第5号の規定にかかわらず、失業、休業又は廃業した事実が、給与

所得者異動届出書その他の課税資料で確認できる場合は、同号に掲げる書類のうち、失業、休業又は廃業した事実を証明する書類の提出を免除することができる。

（減免の取消し）

第7条 条例第50条第1項の規定により減免を決定した場合において、当該減免の決定処分が偽りその他不正な申請に基づきなされたことが判明したとき、又は当該処分後の事情変化等により同項に規定する減免事由に該当しなくなったときは、当該処分を取り消し、その旨を申請者に通知するものとする。

（森林環境税の免除）

第8条 次の各号に掲げる規定に該当することにより個人市民税の減免申請を提出し、これらの規定に該当した者にあつては、当該各号に該当することにより森林環境税の免除の申請を提出したものとみなす。ただし、条例第50条第1項の表第3号又は第5号に該当する者のうちその市民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が100万円を超える者及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第5条各号に掲げる規定に該当しない者にあつては、この限りでない。

（1）条例第50条第1項の表第1号 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第2号

（2）条例第50条第1項の表第3号又は第5号 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第3号

（3）条例第50条第1項の表第4号 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第1号

2 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第1号又は第3号のいずれかに該当し、かつ、条例第50条第1項の表第3号から第5号までの規定のいずれにも該当しない者が同法第11条の規定による森林環境税の免除を受けようとするときは、納期限までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなけ

ればならない。

(1) 次号に掲げる者以外の者 森林環境税免除申請書（様式第2号）

(2) 次に掲げる要件をいずれも満たす者 市民税・県民税減免申請書又は森林環境税免除申請書（様式第2号）

ア 条例第50条第1項の表第3号又は第5号の区分の欄に該当すること。

イ その市民税の課税の基礎となった年分の合計所得金額が100万円以下であること。

ウ 免除申請に係る課税の年度において所得割が課されていないこと。

3 前項の規定により同項第2号に定める申請書のうち市民税・県民税減免申請書が提出された場合にあっては、当該申請書中「市民税・県民税減免申請書」とあるのは、「森林環境税免除申請書」と読み替えるものとする。

4 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第4条第1項に規定する市長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第1項第1号又は第3号に該当することにより森林環境税の免除の申請を提出したものとみなされる個人市民税の減免申請が提出された場合

(2) 第1項第2号に該当することにより森林環境税の免除の申請を提出したものとみなされる個人市民税の減免申請のうち、第4条第2項各号に該当するものが提出された場合

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第1号に該当することを理由とする森林環境税免除申請書が、第2項の規定により提出された場合

5 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定による森林環境税の免除は、同法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の規定によるほか、条例、加古川市市税条例施行規則（平成6年規則第19号）及びこの基準の規定の例により取り扱うものとする。

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか、個人市民税の減免に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税の減免について適用し、平成30年度分までの個人の市民税の減免については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月13日税務部長決定)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月15日税務部長決定)

この基準は、令和6年1月15日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日税務部長決定)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月16日税務部長決定)

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年8月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に提出されているこの基準による改正後の加古川市個人市民税減免取扱基準及び森林環境税免除取扱基準第8条第2項第2号に掲げる者から提出された市民税・県民税減免申請書は、同条第3項の規定を適用する。

年分の所得見込計算書(市民税・県民税減免申請用)

※所得見込計算書の内容に基づいて減免の可否を判断します。

●当該年度の1月1日から12月31日までの収入見込額について記入してください。

太枠の中を記入してください。

納税義務者氏名

1 収入見込はありますか？	☐ はい → 下の『2 収入金額の内訳』を記入してください。
	☐ いいえ → 以上で記入終了です。

2 収入金額の内訳を記入してください。

【A】給与収入がある方 ※通勤手当は年間収入見込額から除いてください。

勤務先名	年間収入見込額
	円
	円
	円

【B】公的年金等の収入がある方

支払者名	年間収入見込額
厚生労働省年金局	円
企業年金連合会	円
その他（ ）	円

【C】上記以外の収入がある方

所得の種類	支払者名・ 所得の生じる場所	収入金額	必要経費	所得金額
☐ その他雑産 ☐ 総合配当 ☐ 営業等 ☐ 農業		円	円	円
☐ その他雑産 ☐ 総合配当 ☐ 営業等 ☐ 農業		円	円	円
☐ その他雑産 ☐ 総合配当 ☐ 営業等 ☐ 農業		円	円	円

※総合配当のうち、申告不要制度を選択する場合は計上しないようにしてください。

市使用欄

照会番号

☐	収入金額(見込)		⇒	所得金額(見込)[B]		[A]普通所得金額(前年)	円
☐	給与	円	⇒		円	[B]普通所得金額(見込み)	円
☐	公的年金等	円	⇒		円	[B]/[A]	
☐	雑業務	円	⇒		円	判定	半減・半減せず
☐	その他	円	⇒		円		
☐	不動産	円	⇒		円		
☐	総合配当	円	⇒		円		
☐	事業営業等	円	⇒		円		
☐	業農業	円	⇒		円		
☐	収入見込なし						

受 付 印							
森 林 環 境 税 免 除 申 請 書 加 古 川 市 長 様年 月 日 住所 納税義務者 氏名 生年月日 大・昭・平 年 月 日 TEL ☐ 同上 住所 ☐ 同上 申 請 者 氏名 ☐ 本人 納税義務者との続柄 TEL 下記の理由により森林環境税の免除を申請します。 <table border="1"><thead><tr><th>種 類</th><th>理 由</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 災害</td><td></td></tr><tr><td>☐ 納付困難</td><td></td></tr></tbody></table>		種 類	理 由	☐ 災害		☐ 納付困難	
種 類	理 由						
☐ 災害							
☐ 納付困難							